



2026年4月9日

会社名 株式会社 吉野家ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 成瀬 哲也
(コード番号 9861 東証プライム市場)
問合せ先 グループ企画本部 本部長 茅野 誠
電話番号 03-5651-8771

取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は2026年4月9日開催の取締役会において、当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定を決議し、2026年5月26日開催予定の第69期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）に譲渡制限付株式報酬制度の改定に関する議案を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 改定の目的及び内容

本制度は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2017年5月25日開催の第60期定時株主総会において、取締役に対し譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額30百万円以内、発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年25,000株以内とすることと決議いただいています。

今般、今後の経済情勢の変化や、当社の持続的な成長を牽引する優秀な経営人材の確保およびコーポレート・ガバナンスの更なる強化に向けた株式報酬比率の柔軟な調整を可能とするため、当該報酬額を現在の年額30百万円以内から年額100百万円以内（ただし社外取締役は含まない）に改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本制度の改定は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2. その他

以上の改定点を除き、当初決議の内容に変更はございません。

なお、上記の改定に対する当社取締役会の決議は、取締役会の任意の諮問機関であり、半数以上を独立社外取締役で構成する報酬諮問委員会での提言内容を踏まえた上で行ってお

り、本改定は、取締役が付与する株式数の上限を年 25,000 株とすることについては変更しないため、希釈化の影響もないことから、内容は相当であると判断しております。

以上